

2017年3月7日

各位

会社名 日新製鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 三喜俊典
(コード番号: 5413 東証第一部)
問合せ先 総務部長 榊 信行
(TEL. 03-3216-5566)

**新日鐵住金株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果
並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といいます。）が2017年2月3日から開始しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2017年3月6日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2016年5月13日付プレスリリース「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」（以下「第三者割当プレスリリース」といいます。）でご案内いたしました、当社が新たに発行する当社株式を新日鐵住金が引き受ける第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）については、新日鐵住金の本日付プレスリリース「日新製鋼株式会社（証券コード 5413）に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」（以下「公開買付け結果プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、本公開買付けは買付予定数の上限にて成立しており、新日鐵住金は当社の発行済株式総数（自己株式を含みます。以下同じです。）の51.00%を所有することになりますので、当社は本第三者割当増資による新株式の発行を行いません。

また、本公開買付けの決済が行われた場合には、2017年3月13日をもって、新日鐵住金が当社の発行済株式総数の51.00%を所有することになり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることになりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、新日鐵住金から、公開買付け結果プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（56,683,201株）が買付予定数の上限（46,896,300株）を超えたため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受けました。

II. 本第三者割当増資の実施について

第三者割当プレスリリースに記載のとおり、新日鐵住金からは、公開買付け届出書提出日時点で新日鐵住金が所有している当社株式数、新日鐵住金が本公開買付けにより取得する当社株式数及び本第三者割当増資により新日鐵住金が取得することになる当社株式数の合計数を分子とし、本第三者割当増資の払込完了時の当社の発行済株式総数を分母として算出される所有割合を51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100株未満を切り上げます。）について払込みがなされることになっておりましたところ、本公開買付けの結果を受けて、新日鐵住金から、応募株券等の総数（56,683,201株）が買付予定数の上限（46,896,300株）を超えたため、本第三者割当増資における払込みは行わない旨の報告を受けましたので、当社は本第三者割当増資による新株

式の発行を行いません。

なお、第三者割当プレスリリースに記載した差引手取概算額（本第三者割当増資により当社が調達する予定であった資金額）に係る資金調達につきましては、金融機関からの借入等によって実施してまいります。

III. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動に至った経緯

当社は、本日、新日鐵住金から、本公開買付けにおいて当社株式 56,683,201 株の応募があり、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えたため、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受けました。

この結果、2017 年 3 月 13 日に本公開買付けの決済が行われた場合には、新日鐵住金は、当社の発行済株式総数の 51.00%を所有することになり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

2. 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	新日鐵住金株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 進藤 孝生	
(4) 事 業 内 容	1. 製鉄事業（鉄鋼製品の製造・販売） 2. エンジニアリング事業 3. 化学事業 4. 新素材事業 5. システムソリューション事業	
(5) 資 本 金	419,524 百万円（2016 年 12 月 31 日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	1950 年 4 月 1 日	
(7) 連 結 純 資 産	3,018,469 百万円（2016 年 12 月 31 日現在）	
(8) 連 結 総 資 産	6,363,504 百万円（2016 年 12 月 31 日現在）	
(9) 大株主及び持株比率 (2016 年 9 月 30 日 現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 4.0% 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 2.7% 日本生命保険(相) 2.6% 住友商事(株) 1.9% (株)みずほ銀行 1.7% (株)三井住友銀行 1.5% 明治安田生命保険(相) 1.5% (株)三菱東京 UFJ 銀行 1.4% THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 1.3% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 7) 1.2%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	2016 年 9 月 30 日時点で、新日鐵住金は当社の発行済株式の 8.31%に相当する 9,124,200 株を所有しており、当社は新日鐵住金の発行済株式の 0.4%に相当する 3,711,600 株を所有しています。
	人 的 関 係	当社の取締役にも新日鐵住金の出身者が 1 名就任していません。
	取 引 関 係	当社及び新日鐵住金ステンレス(株)（新日鐵住金の子会社）はステンレス熱延材に関する相互供給を行っており、日新製鋼ステンレス鋼管(株)（当社の子会社）は日鐵住金ステンレス鋼管(株)（新日鐵住金の子会社）に対しステンレス鋼管に関する製造委託を行っております。

3. 異動前後における新日鐵住金の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2016年9月30日 現在)	—	91,242 個 (8.31%)	—	91,242 個 (8.31%)
異動後	親会社及び主要株主であ る筆頭株主	560,205 個 (51.03%)	—	560,205 個 (51.03%)

(注1) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」の計算においては、当社が2017年2月9日に提出した第5期第3四半期報告書に記載された2016年9月30日現在の総株主の議決権の数(1,091,712個)に、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された2016年9月30日現在の単元未満株式607,523株から、2016年9月30日現在の当社の保有する単元未満自己株式36株を控除した607,487株に係る議決権の数である6,074個)を加えた議決権の数(1,097,786個)を分母として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

2017年3月13日

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事象はありません。

6. 今後の見通し

今後の見通しは、2017年2月2日付プレスリリース「新日鐵住金株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

当社は、2017年3月13日に新日鐵住金の子会社になりますが、当社株式は引き続き株式会社東京証券取引所市場第一部における上場を維持する方針です。

今後、業績予想の修正及び公表すべき事象が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上